

さいたま市大宮区選挙管理委員会告示第3号

令和7年5月25日に執行されるさいたま市長選挙において、公職選挙法第48条の2第6項（昭和25年法律第100号）の規定により読み替えて準用される同法第39条の規定により、期日前投票所及び臨時期日前投票所は、次のとおりである。

令和7年5月11日

さいたま市大宮区選挙管理委員
委員長 宮澤 則之

1 期日前投票所

場所	期日前投票所を設ける期間
さいたま市大宮区役所内	令和7年5月12日から5月24日まで

2 臨時期日前投票所

場所	臨時期日前投票所を設ける期間
JACK大宮内	令和7年5月17日から5月24日まで
イオンモール与野内	令和7年5月22日から5月24日まで

大宮区選挙管理委員会事務局

「告示期間の期限日（令和 7 年 5 月 2 6 日まで）」